

○新宿区立地域交流館条例施行規則

平成20年10月10日

規則第134号

改正 平成22年3月8日規則第12号

平成28年3月22日規則第22号

平成29年11月29日規則第49号

平成30年3月26日規則第25号

令和3年9月6日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区立地域交流館条例(平成20年新宿区条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に際して明示する事項)

第2条 区長は、条例第6条第1項の規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿区立地域交流館(以下「館」という。)の概要
- (2) 条例第5条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (3) 条例第6条第1項の規定による公募を開始する日(以下「公募開始日」という。)
- (4) 条例第6条第2項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)を行うことができる団体の資格
- (5) 条例第7条第1項に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 館の事業計画書に記載すべき事項
- (8) 第4条第2項各号に掲げる書類に関する事項
- (9) その他区長が必要と認める事項

(指定の申請を行うことができる団体の資格)

第3条 指定の申請を行うことができる団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

(指定申請書及び添付書類)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書(第1号様式)とす

る。

2 条例第6条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定の申請を行うことができる団体の資格を有していることを確認することができる書類
- (2) 館の管理に係る収支計画書
- (3) 館の管理に係る人員計画書
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする団体の案内書
- (5) 指定管理者の指定を受けようとする団体の活動の実績に関する書類
- (6) 指定管理者の指定を受けようとする団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日(当該日が新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日(以下この条において「休日」という。))に当たるときは、当該日の直後の休日でない日)までとする。

(選定結果通知書)

第6条 条例第8条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(選定取消通知書)

第7条 条例第9条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

(指定通知書)

第8条 区長は、条例第10条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第9条 条例第13条第2項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の館の利用に関する第16条第3項に規定する利用者の意見に係る調査の結果
- (2) その他区長が必要と認める事項

(平28規則22・一部改正)

(団体登録の要件)

第10条 条例第19条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 団体の構成員のうち新宿区の区域内に住所を有する60歳以上の者(以下「高齢者」という。)が半数以上であること又は団体の活動(条例第3条第2号に掲げる活動に限る。次条において「団体活動」という。)の内容を定めていること。
- (2) 団体の代表者が、定められていること。
- (3) 団体の構成員が、5名以上であること。
- (4) 団体への入会及び団体からの退会が、自由に行われていること。

(団体登録)

第11条 条例第19条第2項の申請は、新宿区立地域交流館団体登録申請書(第5号様式)に次掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 団体の構成員のうち高齢者が半数以上であること又は団体活動の内容を明らかにする書類
- (2) 当該団体の構成員の名簿
- (3) その他指定管理者が特に必要と認める書類

2 指定管理者は、条例第19条第2項の承認を行った団体(以下「登録団体」という。)に対し、新宿区立地域交流館団体登録証(第6号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(団体登録の有効期間)

第12条 条例第19条第1項の団体登録(以下「団体登録」という。)の有効期間は、次の各号に掲げる団体登録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる団体登録以外の団体登録 登録証を交付した日以後の日で指定管理者が別に定める日から指定管理者が別に定める年度の末日まで
- (2) 登録団体が団体登録の有効期間の満了日以前に当該満了日の翌日から引き続き団体登録を受けようとする場合における当該団体登録 当該満了日の翌日から指定管理者が別に定める年度の末日まで

(団体登録の取消し等の届出)

第13条 登録団体は、団体登録の取消しを申し出るとき又は団体登録の内容に変更があったときは、新宿区立地域交流館団体登録取消・変更届(第7号様式)に登録証を添えて、速やかに指定管理者に届け出るものとする。

(団体登録の承認の取消し)

第14条 条例第19条第3項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 館を不正に利用したとき。
- (2) 条例第20条第1項の承認(以下「利用承認」という。)を受けた日に無断で利用しなかったとき。
- (3) 館の管理上著しく支障があると認められる行為を行ったとき。

2 指定管理者は、条例第19条第3項の規定により団体登録の承認を取り消したときは、当該団体登録の承認を取り消された団体に対し、新宿区立地域交流館団体登録承認取消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(利用の申請)

第15条 条例第20条第1項の規定による申請(以下「利用申請」という。)は、別表の左欄に定める館を利用しようとするものの区分に応じ、同表の右欄に定める申請期間内に、新宿区立地域交流館団体利用申請書(第9号様式)又は新宿区立地域交流館利用申請書(第10号様式。以下「一般用利用申請書」という。)に、利用申請の内容が確認できる書類を添えて行うものとする。

- 2 登録団体が利用申請を行うときは、登録証を係員に提示するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、条例第20条第2項の区長が特に認めるものは、別表に規定する申請期間前においても、一般用利用申請書により利用申請を行うことができる。

(利用の承認等)

第16条 指定管理者は、利用申請に対し利用承認を行ったときは、新宿区立地域交流館団体利用承認書(第11号様式。以下「団体用利用承認書」という。)又は新宿区立地域交流館利用承認書(第12号様式。以下「一般用利用承認書」という。)を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により一般用利用承認書を交付する場合には、当該一般用利用承認書に係る利用承認を証する書類(以下「利用証」という。)を併せて交付するものとする。ただし、同項の利用申請を行ったものから次に掲げるいずれかの施設に係る利用証に相当する書類(以下「利用証相当書類」という。)の提示があった場合で、指定管理者が特に必要と認めるときは、利用証の交付に代えて、当該利用証相当書類に当該一般用利用承認書に係る利用承認を行った旨を明らかにした上で、当該利用証相当書類を返付することができる。

- (1) 新宿区立シニア活動館条例(平成20年新宿区条例第19号)第1条の規定により設置された新宿区立シニア活動館

(2) 新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例(平成29年新宿区条例第29号)第1条の規定により設置された新宿区立薬王寺地域ささえあい館

- 3 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、その利用の際、係員に、登録団体にあつては登録証を提示し、及び団体用利用承認書(第19条第3項の承認を受けたものにあつては、同項の規定により交付された新宿区立地域交流館利用取消・変更承認書。第18条第1項及び第19条第1項において同じ。)を提出し、その他の者にあつては利用証又は前項ただし書の規定により返付された利用証相当書類を提示するものとする。

(平22規則12・平29規則49・平30規則25・令3規則57・一部改正)

(利用の不承認)

- 第17条 指定管理者は、利用申請に対し条例第21条の規定により利用承認を与えなかったときは、新宿区立地域交流館利用不承認書(第13号様式)を当該利用申請を行ったものに交付するものとする。

(利用承認の取消し)

- 第18条 条例第22条第1号の規定による利用の取消しの申出(次項において「取消しの申出」という。)は、新宿区立地域交流館利用取消・変更申請書(第14号様式。以下「利用取消・変更申請書」という。)に団体用利用承認書又は一般用利用承認書及び利用証若しくは第16条第2項ただし書の規定により返付された利用証相当書類を添えて行うものとする。

- 2 指定管理者は、取消しの申出に対し承認を行ったときは、新宿区立地域交流館利用取消・変更承認書(第15号様式。以下「利用取消・変更承認書」という。)を当該取消しの申出を行ったものに交付するものとする。

(平22規則12・一部改正)

(利用承認の変更等)

- 第19条 利用者(団体用利用承認書の交付を受けたものに限る。)に係る条例第22条第2号の規定による利用承認の内容の変更の申出(以下「変更の申出」という。)は、利用取消・変更申請書及び団体用利用承認書の提出により行うものとする。

- 2 利用者(一般用利用承認書の交付を受けた者に限る。)に係る変更の申出は、利用取消・変更申請書及び一般用利用承認書の提出並びに利用証又は第16条第2項ただし書の規定により返付された利用証相当書類の提示により行うものとする。

- 3 指定管理者は、変更の申出に対し承認を行ったときは、利用取消・変更承認書を当該申出を行ったものに交付するものとする。

(平22規則12・一部改正)

(遵守事項)

第20条 館を利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用承認を受けた館の施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこと。
- (4) 騒音等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(入館の制限等)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対し、館への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 飲酒又は薬物の影響で^{めいてい}酩酊している者
- (3) 騒じょう行為又は示威行為を行うもの
- (4) 館内において、許可なく物品の販売その他の営業行為を行うもの
- (5) その他館の管理上支障がある行為を行うもの

(原状回復)

第22条 利用者は、条例第26条第2項の規定により館の施設及び設備を原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けるものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例第6条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第2条から第7条までの規定の例により行うことができる。
- 3 第11条第1項の申請及び同条第2項の規定による登録証の交付その他の団体登録に関し必要な行為並びに利用申請及び第16条第1項の規定による利用承認書又は利用証の交付その他の館の利用に関し必要な行為は、施行日前においても、それぞれ第11条、第15条及び第16条第1項の規定の例により行うことができる。この場合において、第11条及び第

16条第1項並びに第5号様式及び第6号様式並びに第9号様式から第12号様式までの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

附 則(平成22年3月8日規則第12号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の新宿区立地域交流館条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第16条第1項の規定により交付された新宿区立地域交流館利用証(新宿区立地域交流館の利用時において現に新宿区立地域交流館の利用に係る承認の効力を有するものに限る。)は、平成23年3月31日までの間、この規則による改正後の第16条第1項の規定により交付された同項に規定する一般用利用承認書(以下「一般用利用承認書」という。)及び同条第2項の規定により交付された同項に規定する利用証(以下「新利用証」という。)とみなす。ただし、同条第1項の規定による一般用利用承認書の交付及び同条第2項の規定による新利用証の交付又は同項ただし書の規定による利用証相当書類の返付を受けている場合には、この限りでない。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成28年3月22日規則第22号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

(1)から(13)まで 略

(14) 第12条の規定による改正前の新宿区立地域交流館条例施行規則第8号様式及び第13号様式の規定により作成した用紙

附 則(平成29年11月29日規則第49号)

この規則は、平成30年2月6日から施行する。

附 則(平成30年3月26日規則第25号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月6日規則第57号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表(第15条関係)

| 区分 | 申請期間 |
|-------|---|
| 登録団体 | 利用しようとする日(団体登録の有効期間内であるものに限る。以下この項において同じ。)の属する月(以下この項において「利用月」という。)の2か月前の月の第4土曜日(12月の場合は、利用月の2か月前の月の第3土曜日)から当該利用しようとする日まで |
| その他の者 | 利用しようとする日の属する月の1か月前の月の同日(1か月前に同じ日がないときは、その翌月の1日とし、当該1か月前の月の同日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日とする。)から当該利用しようとする日まで |

第1号様式(第4条関係)

指定管理者の指定申請書

年 月 日

新宿区長 あて

所在地
法人の名称
代表者氏名

印

新宿区立地域交流館条例第6条第2項の規定に基づき、新宿区立
指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

地域交流館の

第2号様式(第6条関係)

指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

新宿区長

貴団体は、新宿区立 地域交流館の指定管理者となるべき団体として(選定されました・選定されませんでした)ので、新宿区立地域交流館条例第8条の規定に基づき通知します。

第3号様式(第7条関係)

指定管理者選定結果取消通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立地域交流館条例第9条第2項の規定に基づき、新宿区立 地域交流館の
指定管理者となるべき団体として選定した旨の通知を次の理由により取り消しましたので
通知します。

<選定取消理由>

第4号様式(第8条関係)

指定管理者指定通知書

年 月 日

様

新宿区長

新宿区立地域交流館条例第10条の規定に基づき、年 月 日から 年 月
日まで新宿区立 地域交流館の指定管理者として指定を行いましたので通知
します。

第5号様式(第11条関係)

新宿区立 地域交流館団体登録申請書

| | | | |
|--|--|------------------------------------|--------|
| 団体区分 | | | |
| 1 団体名 | (ふりがな) (略称) | | |
| 2 代表者 | 氏名 | 住所 | |
| 3 連絡先 (電話番号・FAX番号) | TEL FAX | | |
| 4 活動内容 | | | |
| 5 構成員 | | | |
| 6 活動予定日 | 1 定期 2 不定期 | 毎月第 曜日/午前・午後・夜間(: ~ :) その他() | |
| 7 常任の講師・指導者 等有・無 | 氏名 | 電話番号 | 肩書・経歴等 |
| | | | |
| 8 特記事項 | | | |
| 9 情報の公開 | 区民等への団体連絡先等の公開 1 可 2 不可 | | |
| <p>新宿区立 地域交流館の団体登録について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定管理者 あて</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名</p> | | | |
| 添付書類 | 1 団体の構成員のうち高齢者が半数以上であること又は団体活動の内容を明らかにする書類 2 構成員の名簿 3 その他() | | |

第6号様式(第11条、第12条、第13条、第15条、第16条関係)

(表)

| | | | | | | |
|------|------|------------|--------|---|---|-------|
| 登録番号 | 新宿区立 | 地域交流館団体登録証 | 登録証交付日 | 年 | 月 | 日 |
| 団体名 | | | | | | |
| 代表者名 | | | | | | |
| 有効期間 | | | | | | |
| | | | | | | 指定管理者 |

(裏)

| | | | | | | |
|--------|-----|------------------------------------|--|-------|--|--|
| 注意事項 | | | | | | |
| 新宿区立 | | 地域交流館の利用に当たっては、下記の注意事項をお守りください。 | | | | |
| 1 新宿区立 | | 地域交流館の利用申請時及び利用時には、本証を持参してください。 | | | | |
| 2 | | 登録内容に変更があった場合は、指定管理者へ速やかに届け出てください。 | | | | |
| | 連絡先 | 新宿区立 | | 地域交流館 | | |
| | 所在地 | | | 電話番号 | | |

第7号様式(第13条関係)

新宿区立 地域交流館団体登録取消・変更届

1 取消 2 変更

| 変 更 内 容 | | 1 団体名 5 その他 | 2 代表者 | 3 活動内容 | 4 構成員 |
|--|-----------------|---|-------|------------|-------|
| | | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
| 1 | 団 体 名 | ふりがな | | ふりがな | |
| 2 | 代 住 所 | 〒 | | 〒 | |
| | 表 氏 名 | ふりがな | | ふりがな | |
| 3 | 連絡先(電話番号・FAX番号) | TEL FAX | | TEL FAX | |
| 4 | そ の 他 | | | | |
| <p>新宿区立 地域交流館の団体登録について、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定管理者 あて</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名</p> | | | | | |
| 添 付 書 類 | | <p>1 団体の構成員のうち高齢者が半数以上であること又は団体活動の内容を明らかにする書類</p> <p>2 構成員の名簿</p> <p>3 その他()</p> | | | |

第8号様式(第14条関係)

新宿区立 地域交流館団体登録承認取消通知書

年 月 日

様

指定管理者

新宿区立 地域交流館の団体登録について、次のとおり承認を取り消しましたので、通知します。

| | |
|---------|--|
| 団 体 名 | |
| 代表者の氏名 | |
| 取 消 理 由 | |

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式(第15条関係)

| 新宿区立 地域交流館団体利用申請書 | |
|---|---------------------|
| 団 体 名 | |
| 利 用 目 的 | |
| 利 用 日 時 | 年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分 |
| 利 用 予 定 人 員 | 名 |
| 代 表 者 の 氏 名 | |
| 利 用 施 設 | |
| 利 用 設 備 ・ 器 具 | |
| <p>上記のとおり新宿区立 地域交流館の団体利用について申請します。 なお、利用に際しては、新宿区立地域交流館条例及び新宿区立地域交流館条例施行規則を遵守します。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定管理者 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話</p> | |

第10号様式(第15条関係)

新宿区立 地域交流館利用申請書

年 月 日

指定管理者 あて

下記のとおり新宿区立 地域交流館を利用したいので申請します。
なお、利用に際しては、新宿区立地域交流館条例及び新宿区立地域交流館条例施行規則を遵守します。

| | | |
|---------|-------------|--------|
| 住 所 | 東京都新宿区 | |
| 氏 名 | 男・女 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生 (歳) | |
| 連 絡 先 | 自 宅 | 電話 () |
| | 緊 急 時 | |

第11号様式(第16条、第18条、第19条関係)

| 新宿区立 地域交流館団体利用承認書 | |
|--|---------------------|
| 団 体 名 | |
| 利 用 目 的 | |
| 利 用 日 時 | 年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分 |
| 利 用 予 定 人 員 | 名 |
| 代 表 者 の 氏 名 | |
| 利 用 施 設 | |
| 利 用 設 備 ・ 器 具 | |
| 年 月 日付で申請のあった新宿区立 地域交流館の団体 利用については、上記のとおり承認します。 | |
| 年 月 日 様 | |
| 指定管理者 | |

第12号様式(第16条、第18条、第19条関係)

新宿区立 地域交流館利用承認書

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付で申請のあった新宿区立 地域交流館の利用については、次のとおり承認します。

| | | |
|-----------|--------------|--------|
| 住 所 | 東京都新宿区 | |
| 氏 名 | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 生 (歳) | |
| 連 絡 先 | 自 宅 | 電話 () |
| | 緊 急 時 | |
| 有 効 期 限 | 年 月 日 | |
| 承 認 年 月 日 | 年 月 日 | |

第13号様式(第17条関係)

新宿区立 地域交流館利用不承認書

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付けの新宿区立 地域交流館の利用申請について、次のとおり利用を不承認とします。

不承認の内容

不承認の理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式(第18条、第19条関係)

| | | |
|---|--|--|
| 新宿区立 地域交流館利用取消・変更申請書 | | 番号 |
| 利 用 者 | 団 体 名 (代表者名) | 登録番号 |
| | 個 人 名 | 電話番号 |
| | 住 所 〒 | |
| 利用承認年月日 | 年 月 日 | |
| | 承認番号 第 号 | |
| 取 消 ・ 変 更 内 容 | [取消・変更前] | [取消・変更後] |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・利用日時 ・利用施設 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用日時 ・利用施設 ・その他 ・取消し |
| <p>上記のとおり、新宿区立 地域交流館の利用取消・変更を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定管理者 あて</p> <p style="text-align: right;">申 請 者</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> | | |

第15号様式(第18条、第19条関係)

| | | |
|--|--|--|
| 新宿区立 地域交流館利用取消・変更承認書 | | 番号 |
| 利 用 者 | 団 体 名 (代表者名) | 登録番号 |
| | 個 人 名 | 電話番号 |
| | 住 所 〒 | |
| 利用承認年月日 | 年 月 日 | |
| | 承認番号 第 号 | |
| 取 消 ・ 変 更 内 容 | [取消・変更前] | [取消・変更後] |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・利用日時 ・利用施設 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用日時 ・利用施設 ・その他 ・取消し |
| <p>上記のとおり新宿区立 地域交流館の利用取消・変更を承認します。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">指定管理者</p> | | |

第1号様式(第4条関係)

第2号様式(第6条関係)

第3号様式(第7条関係)

第4号様式(第8条関係)

第5号様式(第11条関係)

第6号様式(第11条、第12条、第13条、第15条、第16条関係)

第7号様式(第13条関係)

第8号様式(第14条関係)

(平28規則22・一部改正)

第9号様式(第15条関係)

第10号様式(第15条関係)

第11号様式(第16条、第18条、第19条関係)

(平22規則12・一部改正)

第12号様式(第16条、第18条、第19条関係)

(平22規則12・全改)

第13号様式(第17条関係)

(平22規則12・平28規則22・一部改正)

第14号様式(第18条、第19条関係)

第15号様式(第18条、第19条関係)